

## 基本行政法〔第3版〕 訂正表

※誤りを修正するほか、より適切な表現に改めました。

| 頁数    | 修正箇所（初刷）  | 修正後（2刷）  |
|-------|---|--|
| p 19  |   | (図の長方体の影の位置を修正)  |
| p 50  | 上から 12 行目（*の 2 行目）<br>「2 号 587 頁によると、～」                       | →以下に修正<br>「2 号 587 頁 <u>(百選 I 23)</u> によると、～」  |
| p 59  | 上から 15 行目<br>「申告がない場合または申告が不相当と認められる場合」                       | →以下に修正<br>「申告が不相当と認められる場合または申告がない場合」   |
| p 101 | 上から 8 行目<br>「なお、 <u>地方公共団体に対する処分</u> については、 <u>地方公共団体</u> が～」 | →以下に修正<br>「なお、 <u>国の機関</u> または <u>地方公共団体（の機関）</u> に対する処分については、 <u>これらの機関</u> または <u>団体</u> が～」 |
| p 152 | 下から 4 行目<br>「最判平成 25 年 1 月 11 日民集 67 卷 1 号 1 項～」              | →以下に修正<br>「最判平成 25 年 1 月 11 日民集 67 卷 1 号 1 <u>頁</u> ～」   |
| p 178 | 上から 15 行目<br>「【設問 5】参照～」                                      | →以下に修正<br>「【設問 5】 <u>[337 頁]</u> 参照～」  |
| p 234 | 下から 1 行目<br>「 <u>内閣府</u> に置かれる」                               | →以下に修正<br>「 <u>総務省</u> に置かれる」  |
| p 272 | 下から 5 行目<br>「～行訴法 <u>33</u> 条。373 頁～」                         | →以下に修正<br>「～行訴法 <u>32</u> 条。373 頁～」  |
| p 364 | 学習のポイント 2 行目<br>「～（行訴 10 条 1 項）、～」                            | →以下に修正<br>「～（行訴 10 条 1 項）、 <u>違法性の承継</u> 、～」   |
| p 373 | 上から 8 行目<br>「～例えば、 <u>372</u> 頁の図～」                           | →以下に修正<br>「～例えば、 <u>272</u> 頁の図～」  |

|       |   |  |
|-------|---|--|
| p 375 | 下から 9 行目<br>「～の治癒の問題 (123 頁) ではない。」                 | →以下に修正<br>「～の治癒の問題 (107 頁) ではない。」                |
| p 386 | 上から 17 行目<br>「～である「重大な損害」考慮要素」                      | →以下に修正<br>「～である「重大な損害」 <u>の</u> 考慮要素」            |
| p 471 | 上から 16 行目<br>「最判平成 25 年 1 月 11 日民集 67 卷 1 号<br>1 項」 | →以下に修正<br>「最判平成 25 年 1 月 11 日民集 67 卷 1 号 1<br>頁」 |

| 頁数    | 修正箇所(2刷)                                   | 修正後(3刷)                                 |
|-------|--|---|
| p 123 | 上から 3 行目<br>「 <u>塩野＝高木</u> ・条解行政手続法 362 頁」 | →以下に修正<br>「 <u>高木ほか</u> ・条解行政手続法 416 頁」 |
| p 291 | 上から 7 行目<br>「 <u>上</u> の図」                 | →以下に修正<br>「 <u>下</u> の図」                |
| p 327 | 下から 9 行目<br>「CB12- <u>11</u> 」             | →以下に修正<br>「CB12- <u>10</u> 」            |
| p 430 | 上から 13 行目<br>「～防ぐ <u>べき</u> であった」          | →以下に修正<br>「～防ぐ <u>こと</u> が求められていた」      |

| 頁数   | 修正箇所(3刷)                            | 修正後(4刷)                           |
|------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| p 43 | 下から 9 行目<br>「とする内閣の統 <u>括</u> の下に～」 | →以下に修正<br>「とする内閣の統 <u>轄</u> の下に～」 |

|       |                                |                              |
|-------|--------------------------------|------------------------------|
| p 74  | 図 外務省の△の右横の説明<br>「内閣の統括の下に～」   | →以下に修正<br>「内閣の統轄の下に～」        |
| p 76  | 下から 7 行目<br>「～機関が行政活動を統括して～」   | →以下に修正<br>「～機関が行政活動を統轄して～」   |
| p 124 | 下から 7 行目<br>「（塩野・行政法 I 321 頁）」 | →以下に修正<br>「（塩野・行政法 I 348 頁）」 |

| 頁数    | 修正箇所(5刷)                                 | 修正後(6刷)                       |
|-------|--|-------------------------------|
| p 36  | 2(1)アの本文 1 行目<br>「(政省・省令等)」              | →以下に修正<br>「(政 <u>令</u> ・省令等)」 |
| p 108 | 下から 2 行目<br>「上記判決は、 <u>は</u> 、まず、一般論として」 | →以下に修正<br>「上記判決は、まず、一般論として」   |
| p 268 | コラム 17～18 行目<br>「判例によれば」                 | →以下に修正<br>「判例によれば」            |
| p 301 | 下から 11 行目<br>「……接していなければならない」            | →以下に修正<br>「……接していなければならない」    |